

令和5年5月30日
北沢総合支所保健福祉センター
健康づくり課

料金後納郵便料の支払い手続き遅延の発生について

1 事故の概要

- (1) 判明日 令和5年5月1日（月）
- (2) 相手方 日本郵便株式会社
- (3) 事故内容 北沢健康づくり課より発送する郵便物について郵便料金を後納支払いとしている。4月10日に令和5年3月分請求書を相手方より受理し、4月28日の支払い期限までに支払うこととなっていたところ、担当職員が支払い手続きを行っていなかったことが5月1日に判明した。

2 事故の対応

事故判明後、令和5年3月分請求額（119,249円）について、5月2日に相手方への支払いを完了した。支払期日を経過しても支払いを完了していない場合には、支払期日の翌日から支払い日の前日までの日数について、年14.5パーセントの割合で計算して得た額を延滞利息として支払うことになっており、4月29日から5月1日までの3日間についての延滞損害金（142円）の支払いを予定している。

3 事故発生の原因

担当職員が電子決裁により支払い手続きの処理途中に、窓口対応が入り処理を中断した。作業を再開した際、担当職員は手続きが完了したものと誤認した。担当職員が事務の進捗状況の自己点検を行ったところ、支払いがされていなかったことが判明した。

4 今後の再発防止

課内の職員全員に対して、金銭会計処理におけるミスの影響を十分認識し、確実な事務処理を行うよう指示した。

また、定例支払い業務の支払い状況チェックリストを作成し、担当職員と担当係長でダブルチェックを徹底する。